

○新冠町住宅リフォーム助成金交付規則

(平成24年4月1日規則第5号)

改正 平成25年 3月28日規則第 6号 平成26年 3月26日規則第 9号
平成27年 3月30日規則第 8号

(目的)

第1条 この規則は、住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成することにより、町民の居住環境の向上、住宅の長寿命化を図るとともに、定住・移住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「住宅」 町内に建設されている居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）を有する専用住宅及び併用住宅（住宅部分と非住宅部分が混在している場合は、当該住宅部分とする）をいう。
- (2)「住宅リフォーム」 住宅の長寿命化のため施工する工事をいい、工種、内容は別表のとおりとする。
- (3)「町内建設業者」 新冠町内に事業所、営業所等を持つ法人で、その所長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に記載されている者であること、及び町内で営業する個人事業者で建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の建設業者及び同法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事のみ請け負うことを営業とする者。

(助成の内容)

第3条 町長は、住宅リフォームに要する費用の一部を助成するため、予算の範囲で助成金を交付する。

2 前項の規定による助成金の交付は、同一住宅及び同一人につき1回限りとする。ただし、第三者（同居している親族を除く。）に所有権が移動した住宅はこの限りでない。

(助成対象住宅)

第4条 助成対象となる住宅は、次の各号の全てを満たす住宅とする。

- (1) 町内にあること。
- (2) 住宅リフォームの着工時において、新築後10年を経過していること。ただし定住・移住促進制度の対象となる中古住宅及び社会福祉振興補助金の対象となる住宅を除く。

(助成金の交付対象となる工事等)

第5条 助成の対象となる工事は、次の各号の全てを満たす工事とする。

- (1) 助成金交付決定前に着工していないこと。
- (2) 町内建設業者がリフォーム工事を行うこと。
- (3) 住宅リフォームに要する費用が10万円以上であること。
- (4) 他の補助金等の重複をしていないこと。（別記様式第15号）

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、10万円以上の助成対象工事費に対して1/2とし100万円を限度額とする。ただし、町の他の制度による助成額を除く。

(助成対象者)

第7条 助成の対象となる者は、次の各号の全てを満たしたものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第125号）に基づく住民票に登録されている者。
- (2) 住宅リフォームを行う住宅の所有者（共同で所有している場合は、いずれかの1人に限る。）であり、かつ、その住宅に現に居住している者、又は、町外から移住し住宅の所有者となる者。
- (3) 住宅リフォームを行う住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が町税等を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、住宅リフォームに着手する21日前までに新冠町住宅リフォーム助成金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 住宅の所有者が明らかになる書類の写し（登記事項証明書又は登記済証）。
単独所有の場合は、固定資産税通知書又は固定資産税課税台帳閲覧表でも可。
- (3) 住宅建設年度が明らかになる書類の写し（建築基準法に基づく検査済証の写し、固定資産課税台帳閲覧表、契約書又はこれに代わる書類。）
- (4) 町税納税状況確認承諾書（別記様式第2号）
- (5) 住宅リフォームの内容及び工事に要する費用の積算根拠が明らかとなる書類（住宅リフォームと他の工事を分離したもの）。
- (6) 着工前の状況を撮影した写真
- (7) 住宅リフォーム助成対象となる住宅の位置図、各階平面図、立面図及びその他の必要な図面。

(助成金の交付決定通知)

第9条 町長は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、14日以内にその内容を審査し、現地を確認のうえ、助成の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項により助成金の交付を決定し、又は、却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、新冠町住宅リフォーム助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第10条 前条の規定により助成金の交付決定を受けたもの（以下「受給者」という。）

新冠町住宅リフォーム助成金交付規則

は、助成金の交付を受けた住宅リフォーム（以下「助成事業」という。）を変更、又は、中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、理由を付して町長の承認を受けなければならない。

- 2 受給者は、助成事業の変更をしようとするときには、新冠町住宅リフォーム助成金交付事業変更承認申請書（別記様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 3 受給者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときには、新冠町住宅リフォーム助成金交付事業中止・廃止承認申請書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（助成事業の変更等承認）

- 第11条 町長は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、その内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定するものとする。
- 2 町長は、前項による助成事業の変更を承認し、又は、不承認とするときは、当該申請を行った者に対し、新冠町住宅リフォーム助成金交付事業変更承認（不承認）通知書（別記様式第6号）又は、新冠町住宅リフォーム助成金交付事業中止・廃止承認通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（着手の届出）

- 第12条 受給者は、助成事業に着手したときは、速やかに住宅リフォームに係る契約書、又は、請書の写しを添付し新冠町住宅リフォーム助成金交付事業着手届（別記様式第8号）により届け出なければならない。

（工事期間）

- 第13条 当該助成事業を着手した日から当該年度の2月末日までの期間とする。
- 2 町長が必要と認めた場合、工事期間を変更することができる。

（完了の届出）

- 第14条 受給者は、助成事業が完成したときは速やかに各号に掲げる書類を添付し、新冠町住宅リフォーム助成金交付事業完了届（別記様式第9号）により届け出なければならない。
- （1）写真（助成事業の施工中及び完了後のそれぞれの状況を撮影したもの）
 - （2）住宅リフォームに係る代金の領収書等の写し。
 - （3）その他町長が必要と認めるもの。

（完了検査）

- 第15条 町長は、前条の規定に基づく届出を受理したときは、当該届出を受けた日から14日以内に当該助成事業について職員に実地検査をさせ、当該届出に係る助成金事業の成果が助成金の交付の決定内容に適合するものであるかを審査し、新冠町住宅リフォーム助成金交付事業完了検査調書（別記様式第10号）に記録するものとする。

（助成金の額の確定等）

- 第16条 町長は、前条に規定する完了検査の結果、助成金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、助成の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨

新冠町住宅リフォーム助成金交付規則

てた額とする。)を確定し、受給者に対し新冠町住宅リフォーム助成金確定通知書(別記様式第11号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第17条 助成金は、前条の規定により助成の額を確定した後に、受給者の請求により交付するものとする。

2 受給者は、助成金の請求をしようとするときは、新冠町住宅リフォーム助成金請求書(別記様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の取消等)

第18条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定の全部、又は、一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の決定の内容に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定、又は、助成金の決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は、助成金の交付の決定を取り消したときは、新冠町住宅リフォーム助成金交付決定取消通知書(別記様式第13号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第19条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

2 町長は、助成金の返還を命ずるときは、新冠町住宅リフォーム助成金返還命令通知書(別記様式第14号)により通知するものとする。

3 前項の規定により、助成金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に助成金を返還しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条第2号関係）

工種	内容
省 エ ネ 改修工事	1 省エネ改修工事の内容は、以下のとおりとする。 （1）窓の断熱改修工事 住宅居室の窓一部を行う場合も認める。 詳細については、下記のとおりとする。 ア 内窓設置又は交換（既存窓の内側に新たに窓を設置するか、または既存2重窓の内側の窓を交換するもの） 熱貫流率平成11年度基準を満たすこと。既設窓の撤去も対象とする。 イ 外窓交換（既存窓を取り除き新たな窓に交換するもの）熱貫流率平成11年度基準を満たすこと。既設窓の撤去も対象とする。 （2）床の断熱改修工事 断熱材部分のみ対象とする。既設断熱材の撤去含む。 （3）天井の断熱改修工事 断熱材部分のみ対象とする。既設断熱材の撤去含む。 （4）壁の断熱改修工事 断熱材部分のみ対象とする。既設断熱材の撤去含む。 2 改修部位がいずれも現行の次世代省エネ基準同等以上のものを対象とする。 3 1（2）から（4）までの工事については、いずれも対象部位全体を改修するもの。
バリアフ リー改修 工 事	1 通路等の拡張 通路の幅を拡張するもの（室内に限る）高齢者等配慮対策等級3の（5）に基づくこと。既設の撤去も対象とする。 2 階段勾配の緩和 既存階段の勾配を緩やかにするもの。高齢者等配慮対策等級3の（3）階段に基づくこと。既設の撤去も対象とする。 3 浴室改良 浴室の全面リフォーム（ユニット化、浴室面積の増加、浴室またぎ高さを低下、段差の解消、滑りにくい床への改良のいずれかに該当する工事を含むものでかつ、浴室全体を改良するもの）高齢者等配慮対策等級3の（6）浴室に基づくこと。既設の撤去も対象とする。 4 便所改良 便器の取替え（座面高さを高くする、和式を洋式に変更する、便所面積を0.1㎡以上増加する、段差の解消に附帯して便器の取替えを行うもののいずれかに該当する工事）高齢者等配慮対策等級3の（6）便所にに基づくこと。既設の撤去も対象とする。 5 手すりの取り付け 室内に限る。室内全ての設置を対象とする。高齢者等配慮対策等級3の（4）手すりに基づくこと。 6 段差の解消 段差解消のための床仕上げの改修一式（下地材含む）高齢者等配慮対策等級3に基づくこと。既設の撤去も対象とする。 7 出入口の戸の改良 建具の有効開口幅を拡張するもの、開き戸から引き戸に変更するもの、吊戸に変更するもののいずれかに該当するもの。高齢者等配慮対

新冠町住宅リフォーム助成金交付規則

	策等級３の（５）出入口幅員に基づくこと。既設の撤去も対象とする。
耐震改修 工事	昭和５６年５月３１日以前に着手されたものが対象で、一般診断で総合評価１．０未満が対象とする。 対象部分は、補強工事に係る全ての工事 建築基準法施行令４６条４項に基づく軸組み種類の設置材とその施工手間、国土交通大臣が定めた補強構造方法（昭和５６年告示１１００号）に基づく耐力面材とその張り手間、接合用認定金物を対象とする。